

# 制度の本質から持分プーリング法を斟酌する意味

齋 藤 雅 子

## Semantics of Considerations for Pooling of Interests Method from Essential of Institution

SAITO Masako

### 目 次

1. コンバージェンスの要請と日本の立場
2. 会計不信とコンバージェンス
3. 企業結合の波
4. 支配の変化
5. 関連諸制度
6. 制度の本質からみた持分プーリング法

### Abstract

The Accounting Standards for Business Combinations in Japan, hereinafter the “J-standards”, face to the global stream to reject the pooling of interests method. The demand for convergence spreads over Japanese firms that issue the majority of bonds in EU market. There are some important differences between J-standards from IFRS, and the pooling of interests method is the symbolic of them. However, Fujinuma (2005) pointed out the difficulty to converge the J-standards on IFRS, because of domestic issues such as legal and business practice. The purpose of this paper is to consider semantics of the pooling of interests method from essential of institution.

キーワード：持分プーリング法，制度，会計基準，企業結合，コンバージェンス

Keywords : pooling of interests method, institution, accounting standards, business combinations, convergence

## 1. コンバージェンスの要請と日本の立場

日本の企業結合会計基準は持分プーリング法（pooling of interests method）排除の国際的潮流に直面している。コンバージェンスに対する社会的要請の高まりは、日本企業が海外発行する債券約4兆円超の多くがEU市場で取引される<sup>1)</sup>ことからも明らかである。それだけに、国際財務報告基準／国際会計基準（IFRSs）<sup>2)</sup>を採用する欧州市場では、日本の会計基準の動向に関心が高く、持分プーリング法は IFRSsとの差異として象徴的な存在である。

しかし、藤沼〔2005〕が指摘するように、日本の資本市場における位置づけや法制度等の違いから、経済統合を進めるEU加盟国やオーストラリアなどと違い、IFRSsを直ちに完全採用し、固有の会計基準や慣行を一举に変えることはできない<sup>3)</sup>。これまで企業結合の会計制度が存在しなかつたにもかかわらず、昨今企業結合会計基準が整備された一因には、世界的な会計不信によるコンバージェンスの高まりがあった。そのコンバージェンスは将来目標の側面と企業結合会計基準導入の背景としての側面がある。本論文では、企業結合会計基準の背景として、会計不信とコンバージェンス、企業結合の波、支配の変化および関連諸制度の4点を整理するとともに、会計基準の制度としての本質から持分プーリング法を斟酌する意味を考察する。

## 2. 会計不信とコンバージェンス

日本では1997年11月に三洋証券、山一証券など金融機関の不良債権とばしが顕在化したのに続き、カネボウ、そごうなどの粉飾決算が明らかとなった。日本企業の開示する財務諸表の信頼性が低下し、日本の会計制度の質が問われ始めた。その象徴的な出来事が、アメリカの五大監査法人（現在は四大監査法人）が米国で上場する日本企業に対し、「日本の会計制度に基づき作成されている」という警句を財務諸表に記載するよう求めた、いわゆるレジェンド・クローズ<sup>4)</sup>である。

1) 松尾〔2005〕、11頁。

2) 本論文では、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）および国際会計基準（International Accounting Standards: IAS）を含めた総称として、以下、IFRSsを用いる。

3) 藤沼〔2005〕、14頁。

4) レジェンド・クローズとは、ビッグ・ファイブにより要請を受け、1999年3月期から日本企業の英文監

また、エンロン（2001年12月）、ワールド・コム（2002年7月）の大規模な粉飾決算がきっかけとなり世界的にも会計不信が広まった。財務諸表の比較可能性の確保や会計処理の選択適用による経営者裁量の排除など市場関係者を中心とする複数の問題が絡み合い、パーチェス法一本化の気運が上昇したのである。国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）は2002年9月18日にアメリカ財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board : FASB）との共同プロジェクトを立ち上げた<sup>5)</sup>。2004年にはIFRS第3号「企業結合」（IFRS3, *Business Combinations*）を公表し、すべての企業結合には原則としてパーチェス法のみが適用され、持分プリング法は認めないとしている。

2006年現在公表されている海外主要各国<sup>6)</sup>の企業結合関連の会計基準（公開草案を含む）においてもパーチェス法のみを唯一の会計処理方法としている。アメリカでは、2001年6月に財務会計基準書第141号（SFAS141<sup>7)</sup>）が、カナダにおいては2005年8月3日（同年8月16日修正）に公開草案セクション第1582号（ED Section1582）が公表され、いずれもパーチェス法（purchase method）<sup>8)</sup>を原則的処理としている。

ヨーロッパ証券規制当局委員会（The Committee of European Securities Regulations:

---

査報告書において「日本基準の財務諸表は日本の会計原則や会計慣行にもとづいて作成されており、アメリカ（または国際的な）会計原則や会計慣行で作成されたものではない」と「監査も日本の監査基準及び監査慣行によって行われている」旨を付す注意喚起文言（レジェンド・クローズ）をいう（藤沼・平松・八田[2003]、234頁を参考にした）。

<sup>5)</sup> 会計基準のコンバージェンスに向けたIASBとFASBの合意を「ノーウォーク合意（Norwalk Agreement）」という（FASB ウェブサイト (<http://www.fasb.org/news/memorandum.pdf>, 2006年12月20日アクセス）。

<sup>6)</sup> ここでいう海外の主要各国とは、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、アメリカ、イギリスを指す。これら4カ国（オーストラリアとニュージーランドを1カ国として）の会計基準設定主体とIASB、後にIASBと改組）を合わせたG4+1は、1997年9月以降企業結合に関する会合を開き、G4+1の会計基準間で生じる重要な差異について、特に、企業結合の会計処理方法の選択適用に関して検討が行われた。その成果物として1998年3月にポジション・ペーパーが公表された（詳細はG4+1[1998]を参照）。

<sup>7)</sup> SFASはStatement of Financial Accounting Standardsの略称である。

<sup>8)</sup> 企業結合第2フェーズ（IASBとFASBが共同で発足したIFRSsとアメリカ会計基準のコンバージェンスに向けた「企業結合」の共同プロジェクトをいう）において、パーチェス法という呼称が取得法（acquisition method）へ変更することが合意された。取得法への変更は、純資産や持分の買収以外の手段を通じて支配が獲得される企業結合にも適用できる広い意味を持つことや、パーチェス法関連で採用されていた取得原価に基づく手続きが、公正価値に基づく手続きに移行されることへの対応である（IASB[2004b]、山田訳[2004a]）。

CESR) が2005年7月に公表した技術的助言によれば、日本基準はアメリカ、カナダの各会計基準と同様に「全体として同等である」と評価されたが、これは日本基準が国際的に基本的な差異が認められない水準にあることを示すものである<sup>9)</sup>。しかし、持分プリング法は IFRSs との差異として補完計算書の作成を求められるなど、IFRSs と完全に統一されているわけではない。一方、アメリカ、カナダの各会計基準においても IFRSs との差異が指摘されているが、補完計算書を求められる企業結合関連の項目はなかった。CESR の指摘に対し、企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan: ASBJ）は「IASBとの共同プロジェクトを推進することにより、CESRから指摘された差異は解消される」との認識を示すとともに「CESRから示された補完措置の項目については、その重要性に鑑み、着実に差異の解消を進めることを考えている」<sup>10)</sup>とも述べている。

### 3 企業結合の波

#### (1) アメリカ

アメリカでは古くから企業結合が活発に行われていた。その時期を「企業結合の波」<sup>11)</sup>と称すれば、5度の波が到来したといえる。1度目の波は、巨大製造業が登場した1900年代初めのスタンダード・オイルや US スチールの合併に称される業界を独占する規模の水平合併であった。それ以前は10年ほど世界的不況が続いていた。

1930年代の世界大恐慌、1950年代にかけて戦争が不況をより深刻化するたびに、競争力強化のための企業結合が繰り返されたが、多角化を目的とする3度目の波は1960年代に生じた。当時は ITT のようなコングロマリットとよばれる複合企業が生み出された。市場シェアの拡大が難しく、事業の分散によりファンダメンタルズの影響を受けない経営が求められた。1990年代半ばに押し寄せた5度目の波は、エクソンとモービルなどに象徴される同業他社の事業統合やファイザーのワーナーランバートの敵対的な企業結合やソフトウェア産業を中心とする、一連の企業合併や買収を指す<sup>12)</sup>。

<sup>9)</sup> 加古 [2006]、38頁。

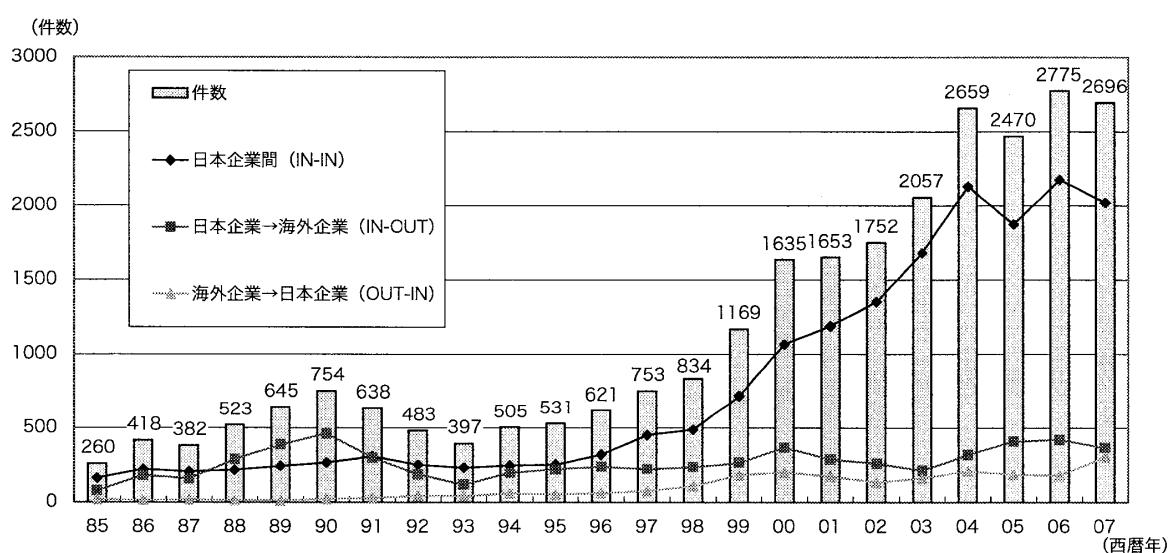
<sup>10)</sup> 企業会計基準委員会 [2006]、4頁。

<sup>11)</sup> Besanko, Dranove and Shanley [2000], p.218は、アメリカで企業合併が活発に行われた時期を「合併の波」と表した（奥村・大林監訳 [2003], 214頁）が、本論文では「企業結合の波」とする。ちなみに、イギリスでは1960年代中頃や1980年代に企業合併や買収が頻発し、特に1993年のEU誕生以降には大型化・敵対化が進んでいった。代表例は、2000年のイギリスボーダフォンによるドイツマンネスマント買収である。

## (2) 日本

日本でも1960年代頃にはアメリカと類似する大規模な企業結合がみられる。1960年当時の企業結合の波は資本集約型産業の水平合併を中心である。1960年の石川島重工業と播磨造船所の合併（石川島播磨重工業となる）、1970年には富士製鐵と八幡製鐵の合併（新日本製鐵となる）がその例である。また、1980年代終盤から1990年代初頭の好景気には、日本企業は土地や建物など固定資産の取得に加え、海外企業の獲得に乗り出した例がみられた<sup>13)</sup>。

図表1 企業結合の件数と内訳



(出所) レコフ [2008]、12頁をもとに作成。

図表1でわかるように、国内の企業結合総件数は1995年以来ほぼ増え続け、内訳では日本企業同士による企業結合（IN-IN）は1999年以降ほぼ右上がりに推移している。一方、日本企業による海外企業の企業結合（IN-OUT）および海外企業による日本企業の企業結合（OUT-IN）は1993年以降ほぼ横ばいであることから、グループ内再編や将来CFの獲得を目指す企業結合が増えていると察察できる。

さらに、ここ数年で敵対的な事例が増えた。2005年にはニッポン放送や阪神電鉄が、ライブドア、村上ファンドによって株式公開買付（Takeover Bid：TOB）による敵対的買収を仕掛けられた。2006年に入ると、7月には業界最大手の王子製紙が業界6位の北越製紙に対して敵対的買収に乗り出した。王子製紙は北越製紙を傘下に収めることで規模の拡

<sup>12)</sup> Besanko et al [2000], p.219 (奥村・大林監訳 [2003], 215頁)。

<sup>13)</sup> 当時の日本企業が海外企業を獲得する企業結合（IN-OUT）は投機的意味合いが濃かった。

大を図り、生産体制の再構築を進めて競争力を高める方針であった<sup>14)</sup>。北越製紙が王子製紙との統合が企業価値の向上につながらないとして申し出を拒否する中、王子製紙は8月2日にTOBを実施した。同月8日には日本製紙が北越製紙株を8.85%取得し、筆頭株主の三菱商事と北越製紙に対して提携を申し入れた。同月には業界2位のAOKIホールディングスがフタタにTOBによる経営統合を申し出た。フタタは九州を地盤する中堅企業でありAOKIはフタタの統合で九州地域にシェア拡大を図りたい考えを示した<sup>15)</sup>。

#### 4. 支配の変化

先述したように、最近では自社の企業価値向上のために行われる敵対的な企業結合が世界的に注目され、企業支配に変化がみられるようになった。通例的な単独支配（1社が他の会社を支配）に加え、共同支配（複数の会社が他の会社を支配）や共通支配下の企業結合（企業グループ内での企業結合）の事例が頻発している。また、海外企業が敵対的買収により日本企業を支配したり、日本企業が他の会社の株式を短期間で過半数取得して支配したりするなどが珍しい事例ではなくなった。

このような経済的事象と相まって、会計的に支配を定義する概念が国際的に重視される傾向が強まっている。いわゆる支配概念は企業結合において取得企業の識別を行う規準であるが、連結範囲の決定、概念フレームワークにおける資産、報告企業の定義などのキー概念としてさまざまな側面や性質を有している。ASBJやIASBは取得企業<sup>16)</sup>の識別規準として支配の定義を明確にした。FASBもSFAS141において具体的に示していない支配に関するガイダンスを公開草案で明示したのである<sup>17)</sup>。

<sup>14)</sup> 日本経済新聞（2006年7月23日）。

<sup>15)</sup> 日本経済新聞（2006年8月7日、同年8月19日）。最終的にフタタはAOKIの統合申し入れを拒否し、筆頭株主であり業界4位（当時）のコナカの事業統合案を受け入れる形で決着をみた。

<sup>16)</sup> IFRS3において「取得企業は、他の結合企業又は事業の支配を獲得する企業である」（IASB [2004a] para.17）と定義されている。

<sup>17)</sup> IASB [2004c]、山田訳 [2004b]。SFAS141では、支配について「1つの企業が他の企業の発行済株式の50%を超える直接的もしくは間接的所有」（SFAS94「過半数を所有するすべての子会社の連結」および改訂後ARB51（会計研究公報第51号）「連結財務諸表」、para.2）によって示されている。また、他の状況下で支配は存在しうるとされているが、具体的な状況を明記していない（FASB [2001]、footnote.5. 中央青山監査法人編 [2004]、140頁）。

## 5. 関連諸制度

### (1) 商法・会社法（独占禁止法）

1997年2月の商法改正（合併手続きの簡素化）<sup>18)</sup>、同年12月の純粋持株会社の解禁（独占禁止法の改正）に始まり、1999年10月には株式移転・交換制度、2001年4月には会社分割制度<sup>19)</sup>が導入された（図表2）。みずほファイナンシャルグループはこれらの制度を生かした代表例である<sup>20)</sup>。純粋持株会社が解禁になったのが、株式移転・交換制度の導入により、株式等の金融資産につき時価評価を認め資産の評価基準の見直しを行い、完全親子会社関係の創設を円滑化する意図があった<sup>21)</sup>。

2001年10月には金庫株が解禁され、自己株式の取得が可能となったほか、2002年4月には新株予約権、種類株に関する法規定も設けられた。さらに、2006年5月には会社法が施行され、組織再編の類型化や合併対価の柔軟化などが進められた。合併当事会社の制限が廃止されたほか、吸収合併では株式以外の金銭その他財産を対価として認められている。

### (2) 企業組織再編税制と企業再生関連法

企業組織再編税制（以下、企業再編税制とする）<sup>22)</sup>が2001年4月より施行され、組織再編成の実態や移転資産に対する支配の継続に着目し、「企業グループ」と「共同事業」という2つの課税繰延べ要件が設けられた。一定の要件（適格要件という）に該当することを前提に、移転資産の簿価引継ぎを認め、譲渡損益を繰り延べられる（法62の2～5）。原則として合併、分割、現物出資または事後設立による移転資産は、譲渡損益を計上する

<sup>18)</sup> 法制審議会第126回会議議事（平成9（1997）年2月14日）。以下、参照（<http://www.moj.go.jp/>、2006年9月10日アクセス）。

<sup>19)</sup> 会社分割制度の趣旨は、会社の組織再編を容易にするため、新設会社または既存会社に営業を承継させるとともに、これらの会社の発行株式を分割する会社またはその株主に割り当てるることとした（法制審議会第129回会議議事（平成12（2000）年2月22日））。

<sup>20)</sup> みずほファイナンシャルグループは興銀、第一勧銀、富士銀行の統合による持株会社であり、2段階の統合プロセスを経て誕生した。第一段階として2000年9月に株式移転を利用した純粋持株会社を設立し、2002年4月に第二段階として会社分割（吸収分割）による業務統合を行った（みずほフィナンシャルグループウェブサイト（<http://www.mizuho-fg.co.jp/company/about/info/info02.html>、2008年2月8日アクセス））。

<sup>21)</sup> 法務省民事局「商法等の一部を改正する法律案要綱の概要」（平成11（1999）年2月）による。

<sup>22)</sup> 企業再編税制の詳細は、国税庁「平成13年度法人税関係法令の改正の概要（企業組織再編成関係）」（<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei2001/01.pdf>、2008年2月8日アクセス）を参照。

こととなるが、例外的措置として適格組織再編の枠組みを設けた。

また、政府は会社再建に係る法制化（2000年4月に民事再生法<sup>23)</sup>、2002年9月に会社更生法改正など）を行い、産業再生に関する措置（2001年10月に産業活力再生特別措置法（以下、産活法とする）、2003年4月に改正産業活力再生特別措置法（以下、改正産活法とする））を講じた<sup>24)</sup>。KPMG の集計結果（2004年9月現在）によれば、累計108件の事業計画が改正産活法の認定を受け、事業再構築や共同事業再編などが行われているとみられる<sup>25)</sup>。

図表2 日本の企業結合関連諸制度

施行年月	制 度	区 分	内 容
1997年12月	独占禁止法	改正	持株会社の解禁
1999年10月	旧商法	改正	株式交換と株式移転に関する手続きの簡易化
1999年10月 ～2003年3月	産業活力再生特別措置法 (産業再生法)	時限立法	分社化や債務の株式化など事業再編支援、ベンチャー支援のほか、税制上の支援策
2000年4月	民事再生法	新設	経営不振の企業が破綻前に裁判所に再建手続きを申し出て、事業の維持・再建を図ることを目的として新設
2001年4月	旧商法	改正	会社分割制度の規定
2001年4月	企業組織再編税制	新設	企業の組織再編成に関する税制措置の規定（適格要件に基づく移転資産の簿価引継を容認）
2003年4月	旧商法	改正	種類株の見直し
2003年4月	会社更生法	改正	組織再編手続きの迅速化
2003年4月	産業活力再生特別措置法 (産業再生法)	改正	複数企業による共同事業再編への措置、課税特例
2003年10月公表 (2006年3月期決算より適用)	企業結合に係る会計基準	新設	企業合併・買収に関する包括的な会計基準
2005年12月公表 (2006年3月期決算より適用)	事業分離等会計基準	新設	企業の事業分離等に関する包括的な会計基準として新設
2006年5月	会社法	改正	合併対価の柔軟化、簡易組織再編、略式組織再編の新設などに対応。

（出所）経済産業省、法務省、国税庁、金融庁、企業会計基準委員会の各ウェブサイト。

<sup>23)</sup> 民事再生法では、原則として債務者の業務遂行および財産の管理処分を継続しながら、法定要件を満たす多数の債権者の同意により可決され、かつ、裁判所が認可した再建計画に基づいて事業の維持や経済生活の安定を図るための手続を行うことができるようになった。法制審議会第127回会議議事（平成11（1999）年8月26日）。

## 6. 制度の本質からみた持分プーリング法

かつて North [1990]<sup>26)</sup> は制度を「社会におけるゲームのルール」とし、企業を制度変化の主体として機能する「ゲームの一プレーヤー」であると述べた。充実した制度が企業活動に果たす役割は大きく、会計制度もその一役を担う。図表1（5頁）、図表2（8頁）によれば、企業結合の件数や制度整備の時期がほぼ符合することが明らかである。1998年前後から企業結合に関する制度改革が急速に進められたのと同時に、日本企業同士の企業結合（IN-IN）が顕著に伸びている。これらのデータは、多種多様化しながら増え続ける企業結合の大きな基盤を作ったのが制度整備であることを裏付けるものである。

言い換えると、制度の本質は企業活動を促進し、かつ、規制することであるが、これまでの制度の未成熟さが日本企業の企業結合を停滞させてきたといえなくもない<sup>27)</sup>。会計制度が企業の財務的基盤を与え、社会や時代に適合したルールでなければ企業発展を阻害する。企業活動のグローバル化に伴い、会計制度や会計基準のあり方が世界規模で議論され、コンバージェンスへ帰結していくのは自然の流れであろう。

海外の一般的な見方は、持分プーリング法がコンバージェンスの障壁となっているというのが大勢である。ただし、企業結合会計基準における持分プーリング法を制度の本質から斟酌する場合、一部の企業結合の実態を適切に示す方法であるならば、その存在をあながち否定できるものではない、ということである。コンバージェンス早期実現のために、持分プーリング法排除を前提として議論することは、むしろ制度の存在を否定しかねない。持分プーリング法の取扱いは企業結合会計基準の枠を超えて、制度の本質を問う重要な論点なのである。

---

<sup>24)</sup> 産活法は、大臣の認定を受けた企業に対して商法や税法の特例などで政策支援をする法律であり、改正産活法では、税制、金融、商法、民法に関する各種の特例措置が施されている。産活法の概要および認定実績（2008年3月31日現在）については、経済産業省ウェブサイト（[http://www.meti.go.jp/policy/business\\_infra/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/business_infra/index.html)、2008年4月30日アクセス）を参照のこと。

<sup>25)</sup> 酒井 [2004] を参照（<http://www.kpmgor.jp/resources/newsletter/financial/transaction/200411/01.html>、2006年12月20日アクセス）。

<sup>26)</sup> North [1990], pp.3-4. 竹下訳 [1994], 8頁。

<sup>27)</sup> 実際、松古 [2003], 20頁は、制度の不備が企業再編の進まなかった原因の1つと述べている。

## 参考文献

- Besanko,D, D.Dranove and M.Shanley [2000] , *Economics of Strategy, 2 /Edition*, John Wiley & Sons, Inc. 奥村昭博・大林厚臣監訳 [2003], 『戦略の経済学』ダイヤモンド社。
- CESR [2005], *Technical Advice on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Third Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information*, July 5.
- FASB [2001], SFAS141: *Business Combinations*, June.
- FASB [2005a], Exposure Draft, a replacement of SFAS141: *Business Combinations*, June 30.
- FASB [2005b], Exposure Draft, a replacement of ARB51: *Consolidated Financial Statements, Including Accounting and Reporting of Noncontrolling Interests in Subsidiaries*, June 30.
- G 4 + 1 [1998], Position Paper, *Recommendations for Achieving Convergence on the Methods of Accounting for Business Combinations*, December.
- IASB [2004a], IFRS 3: *Business Combinations*, March. 企業会計基準委員会／財団法人財務会計基準機構訳 [2005], IFRS 第3号「企業結合」『国際財務報告基準書（IFRSs）2004』レクシス・ネクシス・ジャパン。
- IASB [2004b], *IASB UPDATE*, May. 山田辰巳訳 [2004a], 『IASB 会議報告（第35回会議）』, 企業会計基準委員会 (<http://www.asb.or.jp/html/iasb/minutes/>), 以下同様ウェブサイト。
- IASB [2004c], *IASB UPDATE*, November. 山田辰巳訳 [2004b], 『IASB 会議報告（第40回会議）』。
- North C, Douglass [1990], *Institutions, Institutional Change, and Economic Performance*, Cambridge University Press New York. 竹下公規訳 [1994], 『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房。
- 加古宜士 [2006], 「会計基準の国際動向とわが国の制度的対応」『企業会計』第58巻第1号（1月），37-40頁。
- 神田秀樹 [2001], 「新しい企業再編税制の基本構造」『商事法務』第1596号（6月），25-32頁。
- 企業会計基準委員会 [2006], 「日本基準と IFRSs とのコンバージェンスへの取り組みについて－ CESR の同等性評価に関する技術的助言を踏まえて－」（1月31日）。
- 酒井雄一郎 [2004], 「産業活力再生特別措置法の適用事例と『会社法制の現代化に関する要綱試案』について」（11月）。
- 内閣府経済社会総合研究所 [2004], 「わが国企業のM&A活動の円滑な展開に向けて」（9月），内閣府経済社会総合研究所 (<http://www.esri.go.jp/jp/mer/houkoku/040916.pdf>)。
- 日本経済新聞（2006年7月23日朝刊，同年8月7日朝刊，同年8月19日朝刊）。
- 藤沼亜起 [2005], 「企業会計基準委員会への期待」『季刊会計基準』第11号（12月），2-5頁。
- 藤沼亜起・平松一夫・八田進二 [2003], 『会計・監査・ガバナンスを考える』同文館出版。
- 法制審議会 [1997], 『商法等の一部を改正する法律案要綱』（法制審議会第126回会議，2月14日）。
- 法制審議会 [1999], 『商法等の一部を改正する法律案要綱』（法制審議会第127回会議，8月26日）。
- 法制審議会 [2000], 『商法等の一部を改正する法律案要綱』（法制審議会第129回会議，2月22日）。
- 法制審議会会社法（現代化関係）部会 [2004], 「会社法制の現代化に関する要綱案」（12月8日）。
- 法務省 [2005], 「会社法」（6月29日公布，法律第86号）。

制度の本質から持分ブーリング法を斟酌する意味（斎藤雅子）

法務省 [2006a], 「会社法施行規則」（2月7日公布，法務省令第12号）。

法務省 [2006b], 「会社計算規則」（2月7日公布，法務省令第13号）。

法務省民事局 [1999], 『商法等の一部を改正する法律案要綱の概要』（2月），法務省（<http://www.moj.go.jp/>）。

松尾直彦 [2005], 「EUにおける我が国会計基準の同等性評価について」『季刊会計基準』第10号（10月），10-17頁。

松吉樹美 [2003], 「最近の組織再編の潮流にみるM&A関連法制の現状と課題（上）」『商事法務』第1652号（1月25日），19-25頁。

レコフ [2008]. 「統計（表とグラフ）」『M&A専門誌マール』（2月号），10-29頁。